破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３４４号

神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ２－401

債務者　原田伊三郎

1　決定年月日時　平成28年６月24日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩、弁護士　大森　　淳

4　破産債権の届出期間　平成28年８月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３号

北海道北見市上ところ358番地76

債務者　佐藤　昌子

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑

4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後３時

6　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９４号

徳島県板野郡板野町川端字内井30番地１、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地79

債務者　林崎　典子

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山本　啓司

4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５３号

堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番５－102号、前住所大阪府和泉市みずき台１丁目23番11号

債務者　小谷　正子（旧姓初川）

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高砂健太郎

4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号

神奈川県秦野市曽屋6033番地の１

債務者　森　　哲

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中根　大輔

4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５９号

神奈川県秦野市曽屋6033番地の１

債務者　森　　悦子

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中根　大輔

4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１７号

神奈川県愛甲郡愛川町三増56番地１、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区並木４丁目22番30号　ハイツ淵野辺103

債務者　石井　利昇

1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田中　和慶

4　破産債権の届出期間　平成28年８月８日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２７号

愛知県一宮市開明字西出40番地１

債務者　藤本　利道

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山岡　大介

4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前11時

6　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４０号

愛知県稲沢市稲葉５丁目15番２号

債務者　ぎふ初寿司稲沢分店こと　水野　河広

1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕

4　破産債権の届出期間　平成28年８月４日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前11時15分

6　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２４号

埼玉県草加市清門２丁目６番地10

債務者　田鎖きよ江

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　黒澤　洋介

4　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時45分

6　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５号

岡山県津山市八出448番地

債務者　畑野　朱美

1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二

4　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月３日午後２時

6　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６６号

茨城県石岡市山崎3765番地２、前住所茨城県石岡市山崎3746番地３

債務者　髙木　廣秀

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　奥庭　　修

4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月３日午後３時20分

6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号

茨城県土浦市天川１丁目11番２号、前住所茨城県土浦市烏山２丁目530番地407

債務者　落合　康伸

1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小菅　　稔

4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月３日午後３時

6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８号

高知県安芸郡奈半利町乙1602番地

債務者　山下　　仁

1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩崎　淳司

4　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月20日午前10時

6　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係